

## 政務調査費の使途の基本的な考え方について

平成13年10月16日

全国都道府県議会議長会

地方自治法の一部改正により、条例に基づき議会の会派又は議員に対し、調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することができることとなった。

このため、全都道府県において条例が制定され、本年4月1日から政務調査費の交付がなされているところである。

政務調査費は調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されることから、その具体的な使途については、調査研究活動として一般的に認定される事業あるいは諸経費である限りその範囲内で充当することができるものである。ただ一方において政務調査費の法制化の趣旨から、今後使途の透明性の確保を図ることが強く要求されており、そのため、本年5月開催の全国事務局長会において、具体的な使途について一定の基準作成を検討すべきとの決定がなされ、その検討は「政務調査費の交付に関する条例(例)」の原案策定に当たった検討委員会(平成12年度全国議長会理事県の事務局長で構成)に委任された。

検討委員会は具体的な検討を総務担当課長会に委ね、同課長会は、6月18日、7月12日及び8月20日の3回にわたり各都道府県議会から提出された各種の具体的問題事例についてその適否を検討してきた。

その結果、①政務調査費の具体的な使途については、各県における会派や議員の政務調査活動の実態により異なること、②政務調査活動とそれ以外の議員活動が混在している場合等の按分率などは個々の活動実態により判断すべきであること、などから全国一律の基準を設定することは無理があり、逆にそのことにより本制度の趣旨にそぐわないこととなる恐れがあるため、具体的問題事例についての基本的な考え方を示すにとどめ、あくまでも、各県議会における運用に際しての一つの判断材料を提供することとした。

検討委員会における検討結果を別紙のとおり報告する。

政務調査費の使途基準の運用について (会派交付分)

平成13年8月20日  
 ※ 太字は再掲を表す

分類	項目	考え方	備考
総論 (事務委託)	会派から議員へ支出される項目としては、調査委託費、旅費等が考えられるが、適正に支出するにはどのような方がいいか。 会派の政務調査費については、具体的にはどのような使途が考えられるか。	議員が会派の政務調査活動を行う場合は、あくまで会派の活動を行っているという区分けが必要である。	

※ 表中「項目」は委員県を通じ各県から提出された政務調査費の運用に関する疑義を使途基準等に基づき事項別に分類したものであり、「考え方」はそれに対する検討委員会の意見をとりまとめたものである。

分類	項目	目	考 え 方	備 考
総論 (事務委託)	<p>会派から議員へ政務調査を依頼する場合の基準又は要領的なものを事務局で作成して、統一した考え方で運用することはどうか。</p> <p>会派に交付された政務調査費を所属議員に再委託する場合、例えば、事業項目を特定して委託すべきか、あるいは幅広い事業でも可能か。</p> <p>交付対象が会派のみの場合に、会派が行う調査研究を分担させるとして、毎月定額を議員に交付するとすれば、特別な理由付けが必要か。</p>	<p>会派の行う政務調査活動は結局は会派を構成する個々の議員が行うこととなる。その際、会派から議員への調査委託は外部機関への委託の様に契約という形をとるのではなく、会派の会議で調査研究活動を具体的に決定した上でそれぞれの議員が会派の調査研究活動を分担して行うか。なお、その際には形式的であつても議員の分担する調査研究活動も個々に明示するほか、会派に対し一定の報告を必要とする。</p>		

分類	項目	考え	備考
会議費 (交通費)	<p>会派が会派の所属議員に支給した旅費に係る領収書の徴収の必要性</p> <hr/> <p>会派が主催する研修会に出席する所属議員に費用弁償を支給できるか。</p> <hr/> <p>会派が議員に旅費を支出する場合、各会派で協議して共通の基準を設けたか。            党の会議に議員を呼んだ時、応招旅費を支給することはどうか。</p> <hr/> <p>会派の行う政務調査活動においては、参加した議員へ日当を支払えるか。</p>	<p>会派の調査研究活動を所属議員が分担して行う場合で、調査研究の方法、時期等が個々の議員に委ねられているときは、議員の判断で調査のため旅行をすることとなるかどうか、その旅行に要した費用は売収書の請求することになるのである。類を備える必要がある。</p> <p>本来的には、政務調査活動に対する交通費は実支給が原則と考えるが、会派が所属議員に対し個々の旅行を命ずる場合にあつては、公務出張と同様な性格を有することとなるので、旅費条例に基づき定額給付を行うことも考えられるのではないか。</p> <p>会派が行う研修会や調査研究にかかる会議へ出席した議員に対して費用弁償を支給することはできない。ただし、交通費及び諸雑費の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことはできない。</p>	

分類	項目	考え	備考
会 議 費 ( 交 通 費 )	<p>             政務調査費として使用できる旅費の基準はどうか。              日当、宿泊費等は県の旅費条例でよいか。                スーパーシートを利用した場合、その料金は交付対象となるのか。           </p>		

分類	項目	考え	備考
事務費 (自動車)	会派の所属議員の調査研究活動に要するガソリン代について	<p>             政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考へるべきである。したがって、実費としてガソリン代を支給することはできない。なお、自動車利用の場合、政務調査活動に使うことは難しいこと、また目的地域内の交通費等少額の支出証明等が調製しにくい等もあり、これらについて旅費条例による定額旅費を支給する方式を採用することやむを得ない、とする意見もあつた。その場合には、定額部分に含まれる経費を明確にしておく必要がある。           </p>	

分類	項目	目	考 え 方	備 考
研 修 費	議員個人への案内があった会議・研修会等へ議員が参加する経費を、会派へ交付した政務調査費で計上するのは適当か。	議員個人への案内があった研修の扱いについては、会派が会派活動として認定するか否かによってその取扱いが異なるものと考ええる。		

分類	項目	考え	備考
会議費 (食糧費)	<p>会派における懇親会等に要する飲食代について</p> <p>会食が伴う会議には、会食の費用は一切認められないか。認められるとしたら、どのような場合に、どの程度認められるか。</p> <p>議員と外部の者(研修の講師等)が共に会食する場合はどうか。</p> <p>また、議員のみが会食する場合はどうか。</p> <p>議員同士の会合等での飲食代は支出できるか。</p>	<p>食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであることを認めらるることを前提とした上で、政務調査活動としてとの会議との一体性が必要であると考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
事務費 (自動車)	会派を交付対象とした場合、会派の所属議員が使用する車のリース料について	会派の政務調査活動を行うためには、必要となる自動車を借り上げる場合は、会派がリース契約を結ぶことが適当である。その場合には、対象経費とすることができる。 会派所属議員に長期継続的に貸与する場合は、リース料を活動実態に応じて按分することが適当である。	

分類	項目	考え方	備考
事務費 (通信費)	<p>会派で携帯電話を購入し、所属議員に配布した場合            (電話機の購入費及び通話料は政務調査費から支出できると考えるかいかか。)</p> <p>会派を交付対象とした場合、会派の所属議員が使用する携帯電話の使用料について</p> <p>会派の所属議員の事務所費又は自宅で使用する電話の料金について</p>	<p>会派での携帯電話の購入、使用に係る経費について、政務調査費を充てる場合、あくまで会派の政務調査活動を実施するという名目が必要であり、契約は会派が行うことが適当である。</p> <p>ただし、通話料を全額会派が支払う場合には、会派の政務調査活動以外に使用されないことを前提とすべきであり、それ以外の場分には按分考える。</p> <p>個人所有の携帯を含む電話を会派の政務調査活動に使う場合に、その通話料を会派の政務調査分とそれ以外の使用分について使用実態等により按分し、政務調査に係る使用分を会派から支払いを受けることができると考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
事務費 (その他)	<p>会派を交付対象とした場合、会派の所属議員の新聞及び情報誌の購読料について</p> <hr/> <p>議事堂内にある会派控室において、公費で整備する備品等と政務調査費で対応するものについて、明確に区分して運用されているか。</p>	<p>実態的に会派の政務調査活動に使用されているか否かが判断基準になるのではないかと考える。完全に個人の議員活動とみなされるものは対象とならない。</p>	

分類	項目	考え	備考
人件費	<p>会派にいる職員（政党から派遣されている者）について、政務調査費を人件費として支出できるか。 また、これら職員の残業等によるタクシー代も支出できるか。</p> <hr/> <p>会派を交付対象とした場合、会派の所属議員が専属で使用する事務員の給与について</p> <hr/> <p>県連の職員が、定例会中、議会に詰めている。 その場合は党務ではなく、会派活動のためと考えているが、人件費の一定の割合を政務調査費で充当できるか。 充当できる場合、按分割合はどのくらいが妥当か。</p>	<p>雇用主体が会派でなくとも、会派の政務調査活動の補助実態により判断することになる。実態によっては按分の問題が生ずると考える。 会派の所属議員が専属で使用する事務員の給与を会派が支払うことについては、会派が雇用することにより可能であるが、これに政務調査費を充てるには、あくまでも会派の調査研究活動を行う補助職務に従事する限りにおいて可能なのであるから、長期に亘り雇用され、議員の個人活動に使用される場合は適当でない。</p>	

政務調査費の使途基準の運用について (議員交付分)

平成13年8月20日  
 ※ 太字は再掲を表す

分類	項目	考 え 方	考 考
総論 の活 動 (他 の峻 別)	議員個人に係る使途基準のうち、特に事務所費・人件費・事務費にあっては、政務調査活動以外の用途(選挙活動、政党活動等)にも充てられることがあると思われ、この場合、政務調査費に係る経費とそれ以外の経費とに明確に区分することは困難ではないかと考えられるが。	調査研究活動と他の議員活動は理論的には区別できるが、実際の活動においては、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となつていることが多く、又、一回の出張の中で二つの活動が行われる場合などもあり、これらを整然と峻別することが困難であることが多いと考えられる。	この様な場合における政務調査費の事務所費、事務費、人件費等への充当については、実績を考慮して按分すべきものと考ええる。
	政務調査活動と他の活動(後援会活動等)との区分がしづらい。		
	政務調査費の交付対象となる調査研究活動と正規の議会活動及び個人の政治活動との境界が不明確な場合があるため、どの経費として処理すべきか判断が難しい。		

※ 表中「項目」は委員県を通じ各県から提出された政務調査費の運用に関する疑義を使途基準等に基づき事項別に分類したものであり、「考え方」はそれに対する検討委員会の意見をとりまとめたものである。

分類	項目	考え方	備考
<p>総論 (ガイドライン)</p>	<p>使途全体のマニュアル等作成しているか</p> <hr/> <p>全国議長会において、会派及び議員が、その使途についての運用が適切か否か判断できる「ガイドライン」の作成が必要と考える。</p> <hr/> <p>各地方議会の独自の判断により使途の範囲を定めることは、多くのリスクを伴うことになる。</p> <hr/> <p>より具体的な使途ごとに、使途基準に合致するか否かを示してほしい。</p>	<p>政務調査活動の形態はそれぞれの会派及び議員により異なるため、ガイドラインを統一的に示すことは適当ではない。</p> <p>したがって、運用に際しての判断基準として使途の基本的考え方を示すほか、政務調査費を充当することを適当でない典型例を示すこととする。</p> <p>なお、政務調査費の使途の説明責任は議員にあるので、個々のケースに係る政務調査費充当の適否については、最終的には議員の判断によらざるを得ない。</p>	

分類	項目	考え	備考
調査研究費 (視察経費)	<p>国内外の視察等に当該政務調査費を充当することについて</p> <p>県においては毎年度、議員の海外研修視察費が予算化され、議長の承認のもとに実施されているが、別途政務調査費により個々に海外調査等を行うことは可能か。</p>	<p>国内外の視察経費に政務調査費を充てることはできない。</p> <p>ただし、議長の命令に基づく公務視察中に政務調査のための視察を行う場合あるいは公務視察期間に継続かつ追加して政務調査のための視察を行う場合には、公務の部分と政務調査の部分で時間的、場所的に区分できる必要があることと明確に区別できる必要があるであろう。</p>	

分類	項目	考え	備考
<p>調査研究費 (交通費)</p>	<p>政務調査費で日当を支払うことに問題はなにか。 (県内出張については実費(公共交通機関、ガソリン代)、県外出張については費用弁償条例に基づき額を基準と考えている。費用弁償条例に基づいた場合日当も支給対象となると思うがどうか。)</p> <hr/> <p>旅費算定の基準について ・何らかの基準等を作成しているか。 ・ガソリン代の考え方はどうか。</p> <hr/> <p>県内での政務調査活動に対して、実費弁償(ガソリン代、バス、電車賃)すべきか、旅費規程による日額旅費を支給するか。</p> <hr/> <p>議員の調査研究活動に伴う旅費については、基本的には実際に支払った交通費、宿泊費等で良いか。</p>	<p>政務調査費による交通費の支出は、政務調査活動が自発的活動であることから、実費弁償が原則であると考ええる。 日当とは旅行中の昼食費及びこれに伴う諸経費並びに目的地内を巡回する場合は交通費等を賄うための旅費である。 本来、公務のための旅行に要する費用の弁償という旅費の考え方からすれば、こうした経費も実費支給とすべきであるが、個々の公務旅行により、その実費は異なり、個々の実費を確認して支給することは煩雑なので定額をもつて支給することとされているものと考えられる。 一方、政務調査活動は議員の自発的意志に基づき行うものであり、いはば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、一定の基準に基づく支給を行う必要なく現に要した費用を充当する、いわゆる実費によるのが望ましい。 その場合、宿泊費、交通費その他雑費の額及び内容は社会通念上許容される範囲のものである必要がある。(続く)</p>	

分類	項目	考え方	備考
調査研究費 (交通費)	<p>自動車に係る経費は、自動車の取得費、車検代(重量税を含む)、保険料、自動車税、修繕代等が考えられるが、これらの経費に支出できるかどうかの程度まで支出できるか。</p> <hr/> <p>政務調査費として使用できる旅費の基準はどうか。  日当、宿泊費等は県の旅費条例でよいか。  スパーシートを利用した場合、その料金は交付対象となるのか。</p>	<p>(承前)  なお、自動車利用の場合、政務調査活動に使用したガソリン代を厳密に算出することは難しいこと、また目的的地域内の交通費等少額の支出証明等が調整しにくい等もあり、これらについて旅費条例による定額旅費を支給する方式を採用することにも合理的理由がある、と見る意見もあつた。その場合には、定額部分に含まれる経費を明確にしておく必要がある。</p>	

分類	項目	考え方	備考
調査研究費 (交通費)	雇用契約のない配偶者等が、議員の調査研究活動を補助するため旅行した場合の経費等は支出できるか。	<p>配偶者等の政務調査活動の補助者としての活動実態によると考える。例えば、通訳等専門技術的な補佐を要する場合は、議員に身体的な障害があり活動に補佐する場台等が考えらる。</p> <p>なお、宿泊費も交通費と同様の考え方に立って支出できると考える。</p>	

分類	項目	目	考え方	備考
調査研究費 (交通費 ・自動車)	<p>自己所有の自動車を政務調査活動に使用する場合の取扱いについての考え方。</p> <p>後援会が所有する自動車を政務調査活動に使用する場合の取扱いについての考え方。</p> <p>議員個人が保有している車両については、政治活動や議員の調査研究活動、さらには家庭用と多岐にわたる。</p>	<p>政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、政務調査費で、支出できるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当でない。私的に自己所有の自動車は、私的活動に供されることが主であり、政務調査活動に使用するのは、活動の道具として整備された自動車が存在することであり、それを利用するに過ぎないものである。したがって、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理は政務調査活動に直接必要な経費と考えるべきではない。また、議員活動は多面性を有するもので、交通費を按分して支出せざるを得ない。全国的に一律の割合を示すことは不可能である。個々の議員が数か月の活動実績に応じて適切な按分比率を見出し、いく方がより実態に適用するものであると考える。</p>	備考	

分類	項目	考え方	備考
調査研究費 (交通費 ・自動車)	<p>専ら運転専門に雇用された者に対する政            務調査費からの給与の支給はできないも            のとされているが、日当の支払いは可能            か。            専ら運転専門に雇用された者が議員の県            外等への調査研究活動に同行し、宿泊を            要する場合、政務調査費からその者への            宿泊費の支払いは可能か。</p>	<p>専ら運転専門に雇用された者につ            いては、政務調査活動の補助者とし            ての活動実態により判断すべきであ            ると考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
調査研究費 (会費)	<p>県連の会費を政務調査費で払えないか。</p> <p>「議員連盟会費」及び「団体等の総会費」について、支出の適否の基準を設ける必要があるか。</p> <p>議会内の議員連盟、また、ライオンズクラブ等の会費（年又は月）等を支出できるか。</p> <p>例えばPTA、婦人会、老人クラブ等のように他の者が主催する意見交換会等に出席するのに会費や負担金（会費・負担金には、会食代を含む）を要する場合は支出できるか。</p>	<p>会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであるかがまず基準になると考えらる。</p> <p>例えば、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費については適当ではないと考える。</p> <p>また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合は可能であると考える。</p>	<p>別添 を参照 「会費を支出するのに適しない例」</p>

分類	項目	考え方	備考
会議費 (食糧費)	<p>食糧費としての支出が認められる場合について、どのように考えるか。</p> <hr/> <p>会食が伴う会議には、会食の費用は一切認められないか。認められるとしたら、どのような場合に、どの程度認められるか。            議員と外部の者(研修の講師等)が共に会食する場合はどうか。            また、議員のみが会食する場合はどうか。</p>	<p>食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務調査活動としての会議との一体性が必要であると考える。</p>	<p>公職選挙法との関係から次のとおりと考える。</p> <p>○ 公職選挙法に抵触せず政務調査費の執行が可能な場合</p> <p>① 議員が主催する会議、研修会、及びそれらに連続した懇談会での選挙区外の者への食事、飲食提供</p> <p>② 他者が主催する会議、研修会、及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分</p> <p>※①②とも、社会通念上許容される範囲のものとする。</p> <p>③ 議員が主催する会議、研修会での茶菓提供</p>

分類	項目	考え方	備考
広報費	<p>後援会報は政治活動の一手段であるが、年間4回発行しているうち1回を調査研究活動の成果を特集した後援会報とした場合、その分を政務調査費で支弁することは可能か。</p> <hr/> <p>広報費の支出の範囲はどこまで認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の広報紙は認められるか。</li> <li>・議員個人の報告会は認められるか。</li> </ul> <hr/> <p>広報誌の中で政治活動と政務調査活動が併存している場合、記事の割合により按分できるか</p>	<p>議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば、①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の成果等を報告するもの、の2種類が考えられるが、政務調査活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものと考え</p>	

分類	項目	考え方	備考
事務所費 (総論)	事務所費を支出できざる場合の「事務所」としての要件は何か。	政務調査活動を実際ここでやっているかという実態的判断が必要である。	外形的な要件として次のような提案があった。 ○ 事務所の形態 1 事務所としての外観上の形態を有していること。 2 事務所としての機能（事務スペース、応接（会議）スペース、事務用備品等）を有していること。 3 連絡要員等を配置していること。 ○ 契約形態 賃貸の場合は議員個人が契約主体となる必要があること。 (外観上の形態を整えることが望ましい。 ○○議員事務所の看板設置など)

分類	項目	考え方	備考
事務所費 (購入)	<p>             事務所費              (購入)           </p> <p>             事務所設置に係る用地取得費、建設工事費は対象になるか。           </p> <p>             事務所費や備品等の高額なものは年間の支出制限を設ける必要があるのはいか。           </p>	<p>             政務調査費を充当することが適当な経費は政務調査活動を行うために直接必要とする経費と考えるのが一般的である。           </p> <p>             政務調査費は原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、調査活動を行うための環境整備にまで使うことは適当ではないと考える。したがって、事務所の購入等の経費に充当することは適当ではないと解する。           </p> <p>             なお、自動車については、自動車利用の必要性が高いと認められる場合に限り、購入額を耐用年数で割り返した額を限度に1年毎に充当していくことは認められるのではないかと、という考え方もあった。           </p>	<p>             議員個人の資産形成と見られるものは問題がある。           </p>

分類	項目	考え方	備考
事務所費 (按分)	<p>事務所の賃借料、事務所の管理運営費等(光熱水費、電話代、ファックス代等)についてのどの程度政務調査費で計上するのが適当か</p> <p>事務所や車を政治団体(後援会)の名義で借り受け、議員に無償で提供している場合がある。</p> <p>この場合の賃借料を、実際に使用している議員が政務調査費で支出できるか。議員が政治団体に支出し、残りの分を政治団体から無償で提供を受けるという方法は可能か。</p> <p>政務調査活動以外の活動も行っている場合、一括で支払うことが多い事務所費、事務費、人件費等の経費はどの程度の割合を政務調査費で支出することが妥当であるか。</p>	<p>議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるを得ない。按分率は個人により異なるので、全国的な一律の割合を示すことは不可能である。個々の議員が数か月の活動実績に応じて適切な按分比率を見出し、いく方がより実態に適うものであると考える。</p> <p>後援会事務所と共用の場合は、可能な限り事務所の賃貸契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分することになる。</p> <p>その場合は、後援会からの領収・請求書のほか全体額が明らかになる書類を備えるなど後援会の運営費に充当されているという住民の誤解を招かないよう留意する必要がある。</p>	<p>別添「人件費・事務所費等の按分の考え方」を参照</p>
	<p>事務所等経費を後援会経費と政務調査費で分ける場合、按分率をどのようにすればよいか。</p>		

分類	項目	考 え 方	備 考
事 務 所 費 分 類 	議員事務所が後援会事務所と兼ねている場合の事務所費等の取扱いについてどのように考えるか。		<p>○ 次のような議員事務所と後援会事務所の分離独立のための提案がなされた。</p> <p>(賃料)</p> <p>議員事務所分の分離独立性を確保する外形形式を整え次による契約を行うことで、議員事務所分の支出が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両事務所が自らの部分を、個々別個に賃貸契約を行う。</li> <li>・ 物件総体を共同で契約し、各々が賃貸者に支払う。</li> <li>・ 契約形式が無理であれば、物件総体はいずれかが契約し、各々の負担割合(面積部分)を明確にし、支払う。</li> </ul> <p>(維持費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話加入契約など、明確に分離できるものはそれぞれが契約する。</li> <li>・ 光熱水費は、各々が自らの部分を支払うが、それが困難な場合は、各々の負担区分を明確にして按分する。</li> </ul> <p>(後援会との分離独立を表す外的形式を整えるために)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間の間仕切り</li> <li>・ 出入り口を別々とするなど工夫が必要)</li> </ul>
	議員の事務所費については、政治活動や議員活動の拠点として設置されていると思われるが、政治活動と議員活動、さらには議員活動の中の調査研究活動を截然と区分することは極めて困難である。		

分類	項目	考え	備考
事務所費 (按分)	<p>現在後援会事務所として使用している事務所の経費支出の是非</p> <hr/> <p>事務所を設けているが、もちろん後援会事務所と兼用である。その場合、政務調査に要した必要経費(事務所賃貸料、光熱水費、コピー代、人件費)はどのようにして算出するのか。          按分でやるとすると、どの程度まで可能か。一定の割合を示して欲しい。また、この場合の領収書はどうか。</p>		

分 類	項 目	考 え 方	備 考
事 務 所 費 ( 自 己 所 有 )	自宅の一部を議員事務所として使用している場合、維持費は支出可能か。 ----- 自己所有物件を事務所として使用する場 合 ・ 賃借料の支出 ・ 管理運営費 (光熱水費・電話料) の支出	自己所有 (家族名義を含む) の場合は賃借料を政務調査費で支出することは不適當である。 光熱水費及び電話代等通信費については、家族用と分離することが望ましいと考える。	

分類	項目	考え方	備考
事務所費 (その他)	県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁に宿所所在地として賃貸マンションを持つ場合、支出できるか。	当該マンションが政務調査活動の拠点となっているか否か、という実態的判断による。 現に調査活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであれば、使用実績に応じた額を充当することは可能であろう。 なお、その場合、開会中に支給される滞在費と重複することのないよう留意すべきである。	

分類	項目	考 え 方	備 考
事務費の (自動車・消耗品 他 の 備 品 )	自動車等の高額な備品の購入  事務所費や備品等の高額なものは年間の支出制限を設ける必要があるのではないか。	自動車の購入については事務所の購入と同じ考えである。(政務調査費は原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、調査活動を行うための環境整備にまで使うことは適当ではないと考える。) なお、自動車については、自動車場利用の必要性が高いと認められる割合に限って、購入額を耐用年数で割り返した額を限度に1年毎に充当していくことは認められるのではないかと、その他の備品・消耗品についても、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものには対象外である。また、個人用のものについては、政務調査活動に要する備品という観点から常識的に判断されるべきものと考えられる。	次の備品等は政務調査費からの支出は不適当と考える。 (例) 事務所に掲示する絵画、冷蔵庫、安楽椅子、衣服 等
政務調査費で購入可能な備品類の基準(種類、金額等)がまとめられないか。例えば、自動車は購入できるのか、どの程度の金額のパソコンなら購入できるか、事務所で使用するエアコンを購入してもよいのか。			

分類	項目	考	え方	備	考
事務費の (自動車・その 他の備品 消耗品)	<p>政務調査活動に用いるため、事務所として使用する不動産や自動車等の購入に支出できるか。</p> <p>政務調査活動にも使用する車の購入代金を認めるべきか。</p> <p>自動車に係る経費は、自動車の取得費、車検代(重量税を含む)、保険料、自動車税、修繕代等が考えられるが、これらの経費に支出できるか。どの程度まで支出できるか。</p>				

分類	項目	考え方	備考
事務費 (自動車・その 他の備品・消耗 品)	備品・消耗品の範囲に関する基準等を 作成しているか。 ----- 政務調査で購入できる備品は、どのよ うなものがあるか。本棚、ロッカー、パソコ ン、机、椅子、FAXの購入等を政務調 査費でできるか。 ----- 議員個人の家庭で使用するテレビとか ビデオの購入。		

分類	項目	考え	備考
事務費 (按分)	<p>設置電話、携帯電話、FAX、パソコン、等のように、調査研究活動とそれ以外の目的に使用できるような場合、費用の按分の考え方を説明したり、按分の目安を例示できないか。</p> <p>事務所や車を政治団体(後援会)の名义で借り受け、議員に無償で提供している場合がある。</p> <p>この場合の賃借料を、実際に使用している議員が政務調査費で支出できるか。議員が政務調査活動に使用する割合を政治団体に支出し、残りの分を政治団体から無償で提供を受けるといった方法は可能か。</p> <p>政務調査活動以外の活動も行っている場合、一括で支払うことが多い事務所費、事務費、人件費等の経費はどの程度の割合を政務調査費で支出することが妥当であるか。</p>	<p>議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるをえない。按分率は個人により異なる。按分考え方は、事務所費の按分の際と同じである。</p>	<p>別添「人件費・事務所費等の按分の考え方」を参照</p>

分類	項目	考 え 方	備 考
事務費 ( 按 分 )	<p>             事務所を設けているが、もちろん後援会事務所と兼用である。その場合、政務調査に要した必要経費(事務所賃貸料、光熱水費、コピー代、人件費)はどのようにして算出するのか。どの程度まで可按分できると、どの程度まで可能か。一定の割合を示して欲しい。また、この場合の領収書はどうか。           </p> <hr/> <p>             議員個人が保有している車両については、政治活動や議員の調査研究活動、さらには家庭用と多岐にわたる。           </p>		

分類	項目	考え方	備考
人件費 (一般)	<p>議員個人が事務所を構え、専ら調査研究に従事する職員を採用している場合。</p> <hr/> <p>事務所で継続的に雇用している人に対する人件費(給料、手当、社会保険料、賃金等)についてどの程度を政務調査費で計上するのが適当か</p>	<p>専ら政務調査活動に従事しているのであれば全額支給できると考えられるが、常時雇用においては按分すべきものと考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
<p>人件費 (按分)</p>	<p>後援会の職員をもって政務調査活動を行うとした場合の取扱いについてどのように考えるか。</p> <p>政務調査活動以外の活動も行っている場合、一括で支払うことが多い事務所費、事務費、人件費等の経費はどの程度の割合を政務調査費で支出することが妥当であるか。</p> <p>秘書・事務所職員が後援会と共通の場合</p> <p>人件費における雇用の範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親族の雇用</li> <li>・党職員の雇用</li> <li>・後援会職員の雇用</li> </ul>	<p>議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるをえない。按分率は個人により異なる。考え方は、事務所費の按分の際と同じである。</p>	<p>別添「人件費・事務所費等の按分の考え方」を参照</p>

分類	項目	考 え 方	備 考
<p>人 件 費 ( 親 族 )</p>	<p>議員活動の拠点を自宅としている場合で、家族が調査研究にかかるときは、資料整理や電話対応等に従事しているときは、その日数に乗じた賃金を支給することで問題ないか。</p> <p>議員が政務調査活動のために、家族と雇用関係を結んだ場合、人件費としての支出は認められるか。特に配偶者の場合はどうか。</p> <p>事務所職員に家族を雇用すること</p> <p>-----</p> <p>雇用契約のない配偶者等が、議員の調査研究活動を補助するため旅行した場合の経費等は支出できるか。</p>	<p>政務調査活動に従事している実態によると考える。 なお、親族を雇用することは誤解を招きやすいので、適当ではないと考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
人件費 (親族)	人件費について、親族に対する労働報酬等の対価の支払いにも交付金の対象としてよいか。		

政務調査費の使途基準の運用について (その他)

平成13年8月20日

※ 太字は再掲を表す

b>

分類	項目	考 え 方	備 考
<p>税 関 係 税 ( 所 得 税 )</p>	<p>議員に交付される政務調査費の所得税法上の取扱いについて</p>	<p>政務調査費はその全額が議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために使用される仕組みとなっている。したがって政務調査費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究のために支出した費用を控除した収支差額については、剰余が生ずることはあり得ず(使用残額については返還義務がある)、その結果、課税所得は発生しないものと考えられる。</p>	
	<p>条例では、交付対象を会派とし、所属議員が一人の会派へも交付することと規定しているため、一人会派(「無所属」の2会派を含む)へも交付しているが、政務調査費の使途が会派の活動とみなすことが適当なのか疑問な点がある。また、課税上の問題が発生しないか疑問である。(税務当局が「無所属」を会派と認めるか。)</p>	<p>会派は、「人格なき集団」であるが、「人格なき集団」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税される、という考え方である。会派は収益事業を行っていないので課税されない。また、一人会派については、確かに議員個人の活動との区別が不明な面もあるが、条例上一人会派への支給は会派活動を前提として認められたものであり、収支報告書においては会派と個人の活動を区別すべきである。</p>	
	<p>会派は課税対象団体となるか。</p>		

※ 表中「項目」は委員県を通じ各県から提出された政務調査費の運用に関する疑義を事項別に分類したものであり、「考え方」はそれに対する検討委員会の意見をとりまとめたものである。

分類	項目	考 え 方	備 考
係 民 住 民 関 税 人 税 ( 法 )	<p>(会派に係る政務調査費に対する法人市民税、法人県民税の均等割課税について)</p> <p>これまで要綱に基づき会派に交付されていた県政調査交付金には、法人市民税、法人県民税が課税されたいなかつたが、徳島市では課税可能との見解を出している。これが仮に全国に波及した場合大きな問題となることも想定されることから全国規模での対応が必要なのではないか。</p> <p>-----</p> <p>政務調査費に絡み、会派に対して、都道府県税(均等割)及び市町村民税(均等割)の納付の義務があるか。</p> <p>-----</p> <p>「政務調査費に均等割課税?」の記事の内容から会派に対する法人税課税について見解を伺う。</p> <p>-----</p> <p>会派に政務調査費を交付した場合、法人市民税、法人県民税の均等割は課税されるのか。</p>	<p>地方税法第24条第1項に道府県民税の納税義務者の規定があり、第4号では「道府県内に事務所、事業所を有する法人でない会社又は財団が代表者又は管理人の定めのあるものが要件となっている。会派は県有財産の提供を受けている。会内団体であり、事務所を有しているという要件を満たしていないので、課税対象にはならない、と解する。</p>	

分類	項目	考 え 方	備 考
税 関 係 住 民 ( 法 人 税 )	<p>1 法人住民税において、議会の会派はどのように位置づけられるのか。  具体的には、議会の会派は法人でない  社団又は財団で代表者又は管理人の定め  があるもの(以下「人格なき社団」とい  う。)にあたるか。</p> <p>2 課税対象となる人格なき社団にあたる  のか。</p> <p>3 人格なき社団にあたるとされた場合、  収益事業を行わない場合でも、法人住民  税均等割の納税義務があると考えられる  か、減免等の措置を講じることが可能  か。また、その手続きはどのような  か。</p>		

分類	項目	考え方	備考
税 関 係 ( 委 託 )	<p>会派に交付した政務調査費で、議員に調査研究を依頼した場合、議員から会派への収支報告書の提出をどうするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派と議員の間で契約を締結するか。</li> <li>・その場合、税法上の取扱いはどうするか。</li> <li>・議員から会派へはどのようなものを提出させるか。</li> </ul>	<p>会派の行う政務調査活動は結局は会派を構成する個々の議員が行うこととなる。その際、会派から議員への調査委託は外部研究機関への委託の様に契約という形をとるのではなく、会派の会議で調査研究活動を具体的に決定した上でそれぞれが議員が会派の調査研究活動を行って行うという考え方で良いのではないか。</p> <p>なお、その際には形式的であつても議員の分担する調査研究活動を個々に明示するほか、会派に対し一定の報告を必要とする。</p>	

分類	項目	考 え 方	備 考
交付対象 (一人会派)	<p>交付対象が会派（一人会派を含む）及び議員の場合、一人会派の議員は、会派と議員の両方の立場で交付を受けることとなることに変わりがない。二人以上で構成する会派の所属議員との均衡や会派活動と議員活動の区分等についての議論が生ずるのではないか。</p>	<p>一人会派については、確かに議員個人の活動との区別が不明確な面もあるが、条例上一人会派への支給は会派活動、収支報告書において個人と個人の活動を区別すべきである。ちなみにも、政務調査費に関する徳島地裁の判決（平成5年5月28日）においては一人の会派について、選挙によつて二人以上になる可能性はあるのであるが、実際には議会外の政党その他の政治団体と連携しているのが実態であるところである。</p>	

分類	項目	考え方	備考
<p>収支報告書 (添付書類)</p>	<p>支出内容については透明性が要求される一方、各会派の活動について全て公開することは制約もある。このため、収支報告書にあり方も含めて、政務調査費の収支を明らかにする方策の検討が必要である。さらに、区レベルでは、8つの区が領収書の添付を行っている。領収書の添付について、どう考えているか。</p> <p>収支報告書への証拠書類の添付についてどう考えるか。</p> <p>-----</p> <p>規程で整理保管を定めている証拠書類の種類</p> <p>-----</p> <p>会計帳簿はどのような内容が必要か。領収書以外の証拠書類はメモ書き程度でもよいのか。</p>	<p>領収書については条例(例)において、収支報告書を提出することとし、規程(例)において領収書等証拠書類を保存することとした。まず、収支報告書によって活動内容を明確にする一方で、領収書はそれを補完するものとして考える。領収書類には、領収書の保存すべき証拠書類等は、領収書の他に契約書、研修会等の資料、調査結果報告書等が考えられる。証拠書類の内容については、適正に支出されたかを証明するに足りるものであることが必要であると考える。</p>	

分類	項目	考え	備考
収支報告書類 (証書類 ・会派)	<p>             会派活動のため購入した事務機器及び              会派活動で出席した会合の会費につい              て、証書類(領収書)が個人名であつ              た場合、経理責任者の証明があれば証書              書類として認めるべきか。                会派が会派の所属議員に支給した旅費              に係る領収書の徴収の必要性           </p> <hr/> <p>             一部会派から、収支報告書に条例で義              務付けていない証書類が添付されて提              出された場合、情報公開等への対応はど              うするか。           </p>	<p>             名義よりも会費等の支出の実態が会              派活動としてのものかによる、と考              える。                旅費の支給が実費によるとすれば、              原則としては領収書が必要であるが、              定額制であれば領収書ではなく旅行計              画書のような明細が把握できる書類が              必要であると考える。           </p> <hr/> <p>             まず当該会派に提出が必要ない旨説              明したうえで、なお提出された場合              は、当該団体の情報公開の仕組みの中              で処理されることと考えると考える。           </p>	

分類	項目	考 え 方	備 考
収支報告書 (帳簿)	規程で整理保管を定めている帳簿の種類及びその様式  ----- 会計帳簿はどのような内容が必要か。領収書以外の証拠書類はメモ書き程度でもよいのか。	(参考) 政党助成法によると帳簿として会計帳簿(収入簿及び支出簿、政党基金簿)とされている。収入簿には交付を受けた金額及び年月日、支出簿には、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額および年月日並びに当該政党の金額又はこれに充てた政党交付金に充てられた金額を記載することとされている。(同法第15条)	○ 次のような例が示された。 帳簿としては、現金出納簿、支出経理簿、旅行実績簿、雇用職員給与台帳を想定しているが、特に要綱・要領等では規定していない。 なお、様式については各会派の任意としている。

分類	項目	考 え 方	備 考
収支報告書 (議員死亡)	議員が死亡した場合の収支報告書の提出及び返還の事務手続きについて  議員死亡による一人会派の解散があった場合、収支報告書の提出をどうするか。	議員が死亡した場合は条例(例)上は収支報告書の提出は必要とされていない。ただし、交付年度当初に死亡した場合などが明らかであれば返還の手続きがとられることもあると考えられる。  会派の場合は、収支報告書を提出することになっている。このようなる場合、収支報告書の提出が困難となることから、経理責任者を他に定めることが適当と考える。	

分類	項目	考 え 方	備 考
収支報告書 (その他)	<p>議長に提出する収支報告書の収支金額に預金利子を含めるのか。            また、備考欄の「主たる支出の内訳」の記載内容(科目、金額など)はどのようになればよいか。</p> <p>-----</p> <p>政務調査費の経理簿から収支報告書まで、統一したシステム化の要求がありませんが各県の状況はどのようになっているのか。            (現時点では個人分については、経理簿の書式のみ作成してフロッピーにより法規集とともに全議員に配布している。)</p>	<p>預金利子については、各団体の従来の方法を踏襲すれば良いと考えるが、基本的には収支報告書には政務調査費の交付額を収入として記載すれば良いと考える。</p>	

分類	項目	考 え 方	備 考
議長の調査	<p>議長の調査をどのように行うのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要に応じて調査を行うものとする」としてはいるが、どの程度の調査を行うのか。</li> <li>・内容をどこまで踏み込んで行うのか。</li> </ul>	<p>調査内容としては、①政務調査費と会計帳簿の記録の照合、②会計帳簿における支出内容が基準に適合しているかの確認、③証拠書類と会計帳簿の照合等が考えられる。</p>	
	<p>議長の調査とは別に、知事の権限である予算の執行に関して事務局のチェック体制をどのようなスタンスで考え、どのようにしていくのか。</p>	<p>予算執行権者の判断によると考えられる。</p>	

分類	項目	考 え 方	備 考
交付関係	<p>一人会派が月の途中に解散し、その議員が同月中に別の会派に所属した場合、業務調査費の額の算定はみなす規程により解散した会派に交付し、解散した日までの収支報告書を提出することになるが、取扱上問題はなにか。</p> <hr/> <p>交付月の交付日までの間（例：25日交付と規定した場合、2日～24日までの間）に会派が解散した場合同取り扱うか。</p>	<p>交付時点において会派が存在していたとしても、解散時点までに実施した政治調査活動に対しては、残余が生じた場合には返還することになるのだから、交付することに問題はなかと考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
交付関係	<p>改選期における交付決定の方法について、どのような取扱いを予定しているか。(例：4月改選の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 4月分の交付決定と5月～3月分の交付決定を別に行うか。</li> <li>② 1年分の交付決定を行うのか。</li> </ul> </li> <li>・ 収支報告書の提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 4月分と5月～3月分の収支報告書を提出させるのか。</li> <li>② 1年分の収支報告書を提出させるのか。</li> </ul> </li> </ul>	<p>改選期における交付方法は各団体における従来の補助金として交付していた際の交付方法を踏襲することで差し支えない、と考える。</p>	

分類	項目	考え方	備考
会派届け	会派に所属している議員が別に一人会派を届け出た場合どのように取り扱うか。	条例(例)では、議会内会派と政務調査費交付対象としての会派は同じものとしており、従って政務調査費の交付対象会派を別に届けることは認められないものと考ええる。	